一般競争入札について、次のとおり公告する。 令和4年11月15日 契約責任者 東日本高速道路株式会社 東北支社 長 田仲 博幸

- ◎調達機関番号417 ◎所在地番号04
- 1 業務概要
- (1) 品目分類番号 42
- (2)業務名 秋田自動車道 垰山地区構造物基 礎調査
- (3)業務箇所 特記仕様書、金抜設計書に記載 のとおり
- (4)業務内容 特記仕様書、金抜設計書に記載のとおり
- (5) 履行期間 特記仕様書、金抜設計書に記載 のとおり
- (6) その他
 - イ.本公告における休日とは、『行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日』をいい、以下「休日」という。
 - ロ. 本業務は、入札者に対する指示書【郵送入札】《調査等》(以下『指示書』という。) を使用する。
 - ハ. 本業務は、落札者の希望に応じ、電子 契約システムを利用して、電磁的記録に 変換された契約書を送受信する方法によ り契約書の取り交わし及び保管を行う 「電子契約」の対象業務である。

2 競争参加資格

- (1) 競争参加資格確認申請書の提出期間の最終 日(以下「審査基準日」という。)において、 東日本高速道路株式会社契約規程実施細則 第6条の規定に該当しない者であること。
- (2) 開札時において、東日本高速道路株式会社 における令和3・4年度調査等競争参加資格 の「地質・土質調査」の認定を受けている者 であること。
- (3)審査基準日において、会社更生法(平成1

4年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法 (平成11年法律第225号)に基づき再生 手続開始の申立てがなされている者でないこと。(ただし、当該申立てに係る手続開始の決定後、あらためて競争参加資格の再認定を受け、上記(2)に示す条件を満たす場合を除く。)

- (4)審査基準日から契約の相手方決定の日までの期間に、東日本高速道路株式会社競争参加資格停止等事務処理要領(平成18年8月7日東高契第269号)に基づき、「地域2」において競争参加資格停止措置を受けている者でないこと。
- (5)審査基準日において、平成19年4月1日 以降に元請として発注機関に受渡しが完了し た下記に示す「同種業務」の実績を有するこ と。

同種業務 入札公告(説明書)に記載のとお り

- (6)審査基準日において、東日本高速道路株式 会社が指定する技術者資格及び業務経験を有 し、かつ、手持ち業務につき東日本高速道路 株式会社が指定する件数及び金額未満である 者を、本業務の配置予定管理技術者とするこ とができる者であること。
- (7) 本業務の実施にあたり予定する実施体制が 不適切ではない者であること。
- (8)審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間(期首及び期末の日を含む)において、本業務を監督する部署の施工管理業務の受注者、当該施工管理業務の担当技術者の出向・派遣元又は当該受注者、担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連がある者として、本業務の発注に関与した者でないこと。又は現に当該施工管理業務の受注者、当該施工管理業務の受注者、当該施工管理業務の担当技術者の出向・派遣元又は当該受注者、担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

(9)審査基準日から開札を経て契約の相手方決 定の日までの期間(期首及び期末の日を含む) において、本競争に参加しようとする者の間 に資本関係又は人的関係がないこと

3 手続等

- (1)担当部署 〒983-8477 宮城県仙台市宮城野区榴岡1-1-1 JR仙台イーストゲートビル12階 東日本高速道路株式会社 東北支社 技術部 調達契約課長代理石川 総一 電話 022-395-7641 電子メールアドレスki-r-tohoku@e-nexco.co.jp
- (2) 関係書類の取得期間及び方法
 - ①取得期間 入札公告日から令和4年11 月30日(水)までとする。
 - ②取得方法 入札公告、金抜設計書、特記 仕様書その他入札関係書類、調査等請負 契約書、指示書及び調査等共通仕様書等 は東日本高速道路株式会社ホームページ から取得すること。
- (3)競争参加資格確認申請書の提出期間並びに 提出場所及び方法
 - ①提出期間 入札公告日から令和4年11月30日(水)までの休日を除く、毎日、午前10時00分から午後4時00分まで。
 - ②提出場所 記3(1)に同じ。
 - ③提出方法 電子入札システム又は書留郵 便等

4 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2)入札保証及び契約保証
 - ①入札保証 不要
 - ②契約保証 必要
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 前金払の有無

請負代金額が300万円以上の場合は「有」

300万円未満の場合は「無」 なお、請負代金額が300万円以上の場合は、 本契約の相手方は請負契約書第35条第1項に 基づき、前払金の請求をすることができる。

- (5) 当該業務に直接関連する他の業務の契約を 当該業務の契約の相手方との随意契約により 締結する予定の有無 無
- (6) 関連情報を入手するための照会窓口は、記 3 (1) に同じ。
- (7) その他詳細はホームページに掲載する入札 公告による。

5 Summary

- (1) Official in charge of the contract of the procuring entity: TANAKA Hiroyuki, Director General of Tohoku Regional Head Office, East Nippon Expressway Company Limited.
- (2) Classification of the services to be procured: 42
- (3)Subject matter of the contract:Geological investigation of tougeyama district, Akita Expressway
- (4) Time-limit to express interests: 4:00 P.M. 30 November 2022
- (5) Contact point for tender documentation:

 ISHIKAWA Souichi), Deputy Manager of
 Procurement & Contract Section, Technology
 & Procurement Department, Tohoku Regional
 Head Office, East Nippon Expressway Company
 Limited 1-1-1, Tsutsujigaoka, Miyagino-ku,
 Sendai City, Miyagi Prefecture, 983-8477
 Japan Tel. 022-395-7641
 E-mail.ki-r-tohoku@e-nexco.co.jp